

意見書案第4号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年6月20日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 宗 田 裕 之 |
|     | 〃       | 大 庭 裕 子 |
|     | 〃       | 渡 辺 学   |
|     | 〃       | 片 柳 進   |
|     | 〃       | 石 川 建 二 |
|     | 〃       | 井 口 真 美 |
|     | 〃       | 勝 又 光 江 |
|     | 〃       | 赤 石 博 子 |
|     | 〃       | 後 藤 真左美 |
|     | 〃       | 小 堀 祥 子 |
|     | 〃       | 市 古 次 郎 |

## 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

昭和54年、国連はあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、我が国は昭和60年に同条約を批准した。

平成11年には、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた同条約の選択議定書が国連総会で採択され、令和3年2月時点で同条約の締約国189か国中114か国が批准しているが、我が国は批准に至っていない。

選択議定書の個人通報制度は、条約で保障された人権を侵害された個人等が、国内の救済手続を尽くしたが解決しなかった場合、条約機関である女性差別撤廃委員会に通報することができ、同委員会が受理した通報の検討を行ったうえ、見解や勧告という形で当事者に送付するというものであり、選択議定書を批准することによって、締約国は、国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をさらに強化することができる。

令和3年版男女共同参画白書においては、新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性に対して深刻な影響を与え、女性の割合が高い非正規雇用労働者の雇用情勢の悪化、ドメスティック・バイオレンスの相談件数及び自殺者数の大幅な増加について、男女共同参画の遅れが露呈した結果であると指摘しており、こうした状況は、各国の男女格差を測るジェンダーギャップ指数2021における、156か国中120位という低い順位にも表れている。

女性差別撤廃条約が採択されて40年が経過し、男女平等社会を実現するためのさらなる施策の推進が急務となる中、本市においては、平成13年に男女平等かわさき条例を制定し、以降5期にわたり男女平等推進行動計画を策定するなど、「男女平等のまち・かわさき」の実現を目指しているところである。

政府においても、男女共同参画社会基本法に基づく第5次基本計画において、選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとしている。

よって、国におかれては、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するため、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

法務大臣

外務大臣

男女共同参画担当大臣